

犯罪のない岩沼市を目指して

安全・安心まちづくり基本計画

(平成31年度から平成35年度まで)

岩 沼 市

目 次

はじめに	2
1. 計画策定の趣旨	3
(1) 計画策定の背景	3
(2) 安全・安心まちづくりの姿	3
(3) 計画の位置づけ	4
(4) 計画の期間	4
2. 岩沼市を取り巻く現状と課題	5
(1) 犯罪の状況	5
(2) 子ども、女性、高齢者を取り巻く現状	6
(3) 地域社会における課題	8
3. 基本方針	9
4. 安全・安心まちづくりを推進するための施策	10
基本方針Ⅰ 市民自らの防犯意識の高揚	10
基本方針Ⅱ 防犯上の配慮を要する子ども、女性、 高齢者等を犯罪被害から守る	13
基本方針Ⅲ 犯罪が起きにくい生活環境の整備	18
5. 計画の推進体制	22
(1) 市の推進体制	22
(2) 市民・事業者等の役割	22
(3) 安全・安心まちづくり懇談会の役割	22
(4) 県及び警察等との連携	22
(5) 推進体制のイメージ	23
(6) 岩沼市安全・安心まちづくり基本計画施策体系	24
○資料	
岩沼市安全・安心まちづくり条例	25
岩沼市安全・安心まちづくり懇談会設置要綱	26

はじめに

岩沼市では、市民が安全で安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的に、平成19年10月に「岩沼市安全・安心まちづくり条例」を制定いたしました。平成21年1月には、条例に基づき「岩沼市安全・安心まちづくり基本計画」を策定し、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進してまいりました。

この間、市民の皆様や関係団体による自主的な防犯活動により、防犯意識の向上が図られ、市内での刑法犯認知件数も減少傾向を示しております。一方で、市民生活の身近なところで犯罪や犯罪に発展しかねない事案がまだ発生していることから、これまでの成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえて、この度、基本計画の見直しを行いました。

本計画では、これまでの「市民自らの防犯意識の高揚」「防犯上の配慮を要する子ども、女性、高齢者等を犯罪被害から守る」「犯罪が起きにくい生活環境の整備」の3つの基本方針を踏襲しつつ、多様化・巧妙化する現代的な犯罪に対応していくとともに、防犯カメラの適切かつ効果的な活用の促進等の取組を新たに追加いたしました。これからも市、市民及び事業者の連携を強化し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました岩沼市安全・安心まちづくり懇談会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見等をいただきました多くの皆様、さらに日頃から防犯活動にご尽力いただいている関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

岩沼市長 菊地 啓夫

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民共通の願いです。

「安全」は社会における最も基本的な価値であり、「安心」は豊かで潤いのある生活を営む上の基盤となるものです。

私たちは、豊かな自然に恵まれた岩沼で、日々の営みを互いに支え合う地域社会を築いてきました。多様な環境を有する岩沼は、これからの時代に、真に豊かな生活を享受できる地域です。

しかし、子どもや女性を対象とした声かけ事案や高齢者を狙った特殊詐欺等、市民の身近なところで犯罪や犯罪に発展しかねない事案が発生していることから、市民生活への安心感を高める必要があります。

また、情報化、高齢化、都市化などに伴う生活様式の変化をはじめとする近年の急激な社会環境の変化により、地域社会における連帯意識や人間関係の希薄化が危惧されています。

このような中で、市民が真に安心して暮らせるまちづくりの実現のためには、行政や警察活動のみならず、地域社会が連帯して支え合うことを基本として市民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という意識を持ち、お互いを支えあい、犯罪が起きにくい環境を整えることが必要とされています。

(2) 安全・安心まちづくりの姿

「岩沼市安全・安心まちづくり条例」（以下「条例」という。）に基づき、市民が安心して暮らせるまちの実現を目的として、市、市民、事業者が、それぞれの役割を果たしながら連携、協働して、地域の課題を解決し、犯罪の被害にあわない安全で安心なまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）を推進するものです。

特に、市民自らが犯罪の被害にあわないようにするという意識を持ち、課題解決に主体的に取り組むことで、《自分たちのまちは自分たちで守る》という安全・安心まちづくりの意識が育まれてきます。

(3) 計画の位置づけ

【岩沼市安全・安心まちづくり条例に基づく基本計画】

この基本計画は、条例第7条第1項に規定された計画となります。

この基本計画は、市や市民等が地域の実情に応じて、自主的に行う安全・安心まちづくりの活動を展開していくための、各種施策を体系化して示したものです。

また、基本計画の見直しにあたっては、これまで取り組んできました安全・安心まちづくり活動について、防犯関係団体や各町内会等からのアンケートによる意見を踏まえ、岩沼市安全・安心まちづくり懇談会による検証を行い新しい基本計画の素案を策定しました。その後、パブリックコメントを経て本基本計画を策定しています。

(4) 計画の期間

岩沼市のこれからのまちづくりの目標や将来像を定めた行政運営の基本となる「いわぬま未来構想(計画期間：平成26年度から平成35年度)」との整合性を持たせるため、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

2. 岩沼市を取り巻く現状と課題

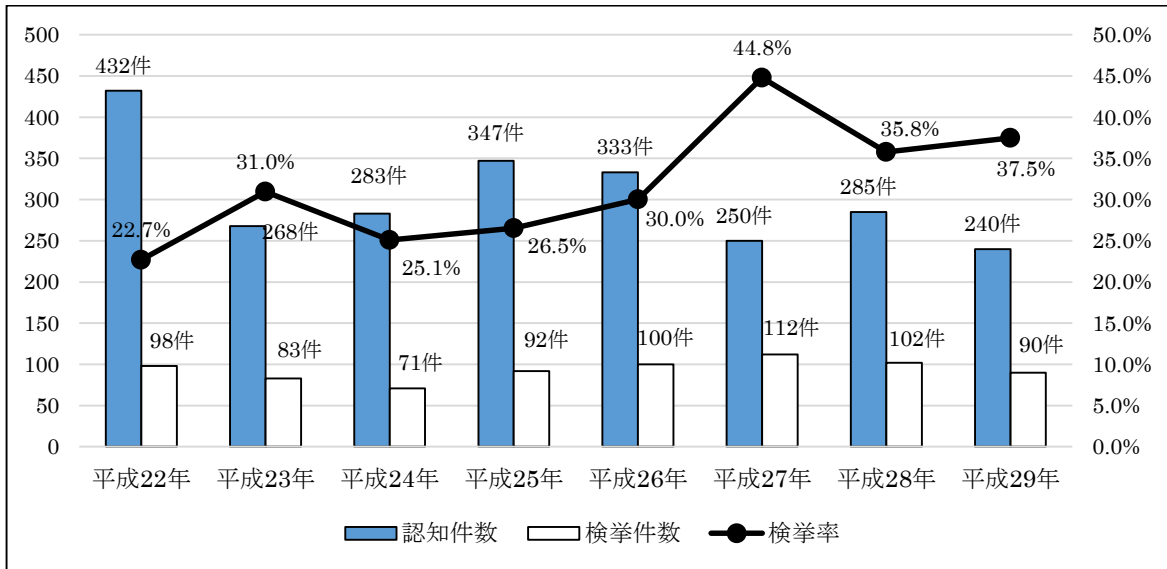
(1) 犯罪の状況

岩沼市の刑法犯認知件数は、平成22年に432件あった件数が、平成29年は240件まで減少し、平成22年と比較して55.5%まで減少しています。

平成29年の犯罪種別を見ますと、窃盗犯が164件発生し、全体の約68%を占めています。犯罪手口としては、万引きや自転車盗、空き巣が多く、市民生活の身近なところで多く発生し、犯罪被害が後を絶たない現状にあります。犯罪を抑止するために、防犯活動団体と連携して巡回を行ったり、地域安全情報の提供や共有を図るなどの周知が必要となります。

〈岩沼市内の刑法犯認知件数・検挙件数・率〉

(単位：件、割合)



【犯罪件数資料提供『岩沼警察署』】

〈岩沼市内の刑法犯認知状況（犯罪種別）〉

(単位：件)

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯				知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯	刑法犯 認知件 数
			侵入窃盗	非侵入窃盗	乗り物盗	計				
平成22年	2	11	37	139	123	299	13	6	101	432
平成23年	2	10	14	107	63	184	6	1	65	268
平成24年	3	11	27	107	63	197	7	4	61	283
平成25年	2	21	27	118	79	224	16	0	84	347
平成26年	0	28	24	109	88	221	22	0	62	333
平成27年	2	20	26	96	39	161	19	5	43	250
平成28年	1	13	40	116	48	204	19	7	41	285
平成29年	0	10	22	106	36	164	17	2	47	240

【犯罪件数資料提供『岩沼警察署』】

(2) 子ども、女性、高齢者を取り巻く現状

子どもが被害者となる刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、子どもを対象とした声かけ事案・特異事案件数は、増加傾向にあります。特に、盗撮や下半身露出などの特異事案が増加傾向にあることから、子どもの下校時間の見守り活動を強化する必要があります。

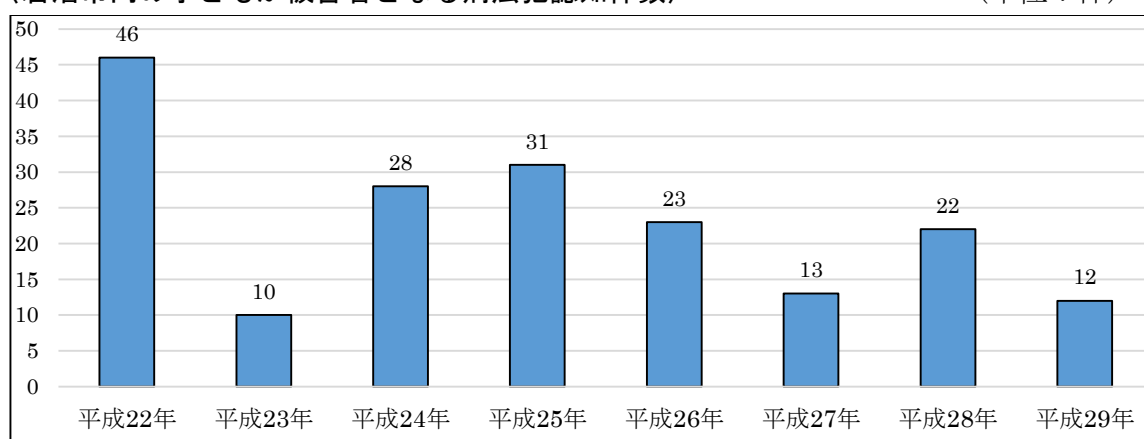
市内の非行少年等検挙・補導人数は、平成22年の364件から平成29年には89件まで大幅に減少しています。

女性が被害者となる刑法犯認知件数は、減少傾向にありますが、強制わいせつや公然わいせつなど性的犯罪被害が多く発生しています。

高齢者が被害者となる刑法犯認知件数は、増減を繰り返していますが、ひったくりや振り込め詐欺などの特殊詐欺被害が多く発生し、親族を装って多額の振り込みを求めるオレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺などの手口が多様化している現状にあります。

〈岩沼市内の子どもが被害者となる刑法犯認知件数〉

(単位：件)

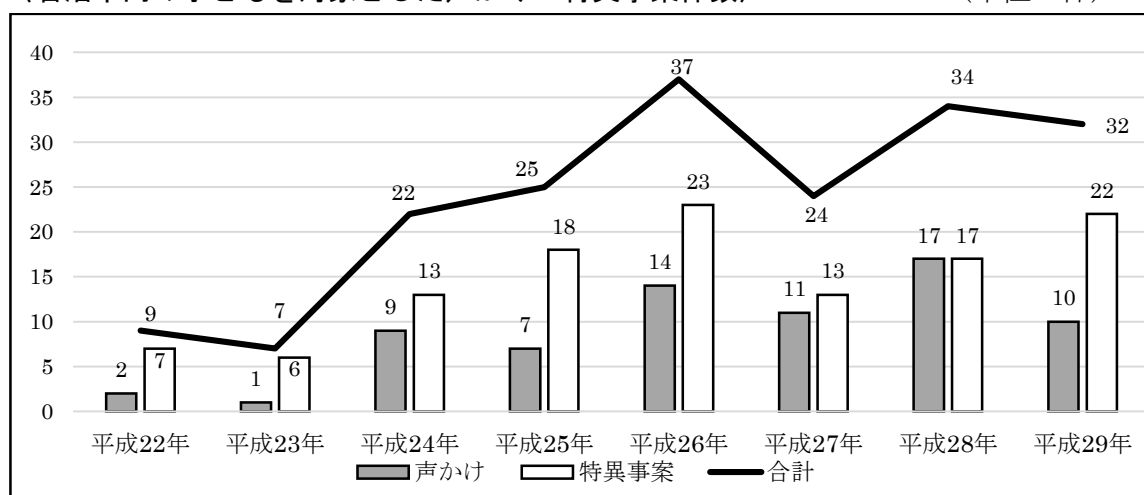


※「子ども」は15歳以下

【犯罪件数資料提供『岩沼警察署』】

〈岩沼市内の子どもを対象とした声かけ・特異事案件数〉

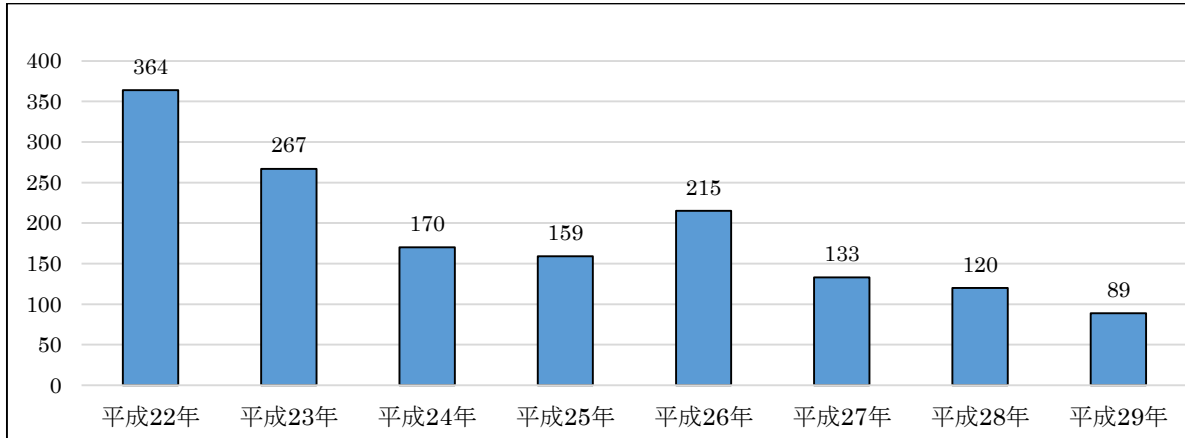
(単位：件)



【犯罪件数資料提供『岩沼警察署』】

〈岩沼市内の非行少年等検挙・補導人数〉

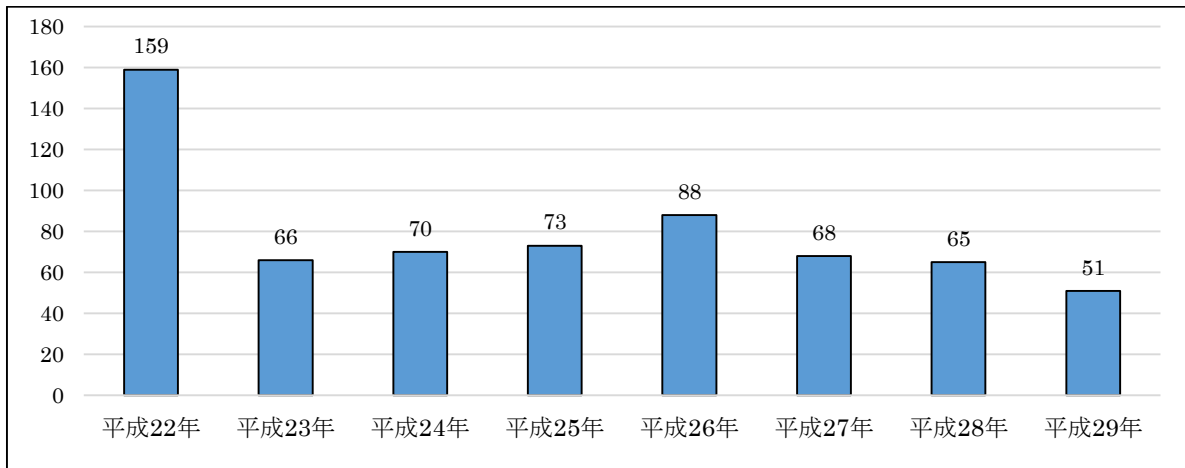
(単位：人)



【犯罪件数資料提供『岩沼警察署』】

〈岩沼市内の女性が被害となる刑法犯認知件数〉

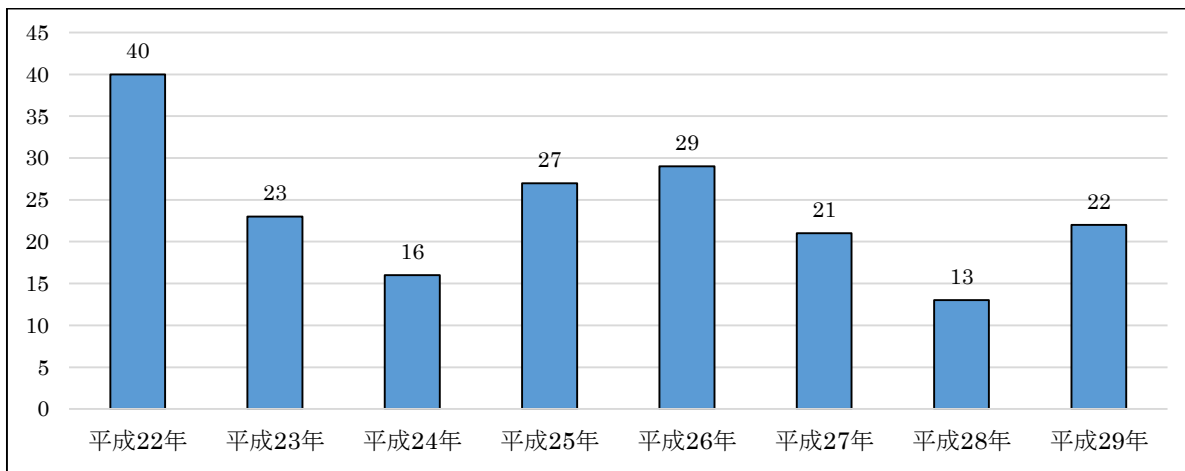
(単位：件)



【犯罪件数資料提供『岩沼警察署』】

〈岩沼市内の高齢者が被害となる刑法犯認知件数〉

(単位：件)

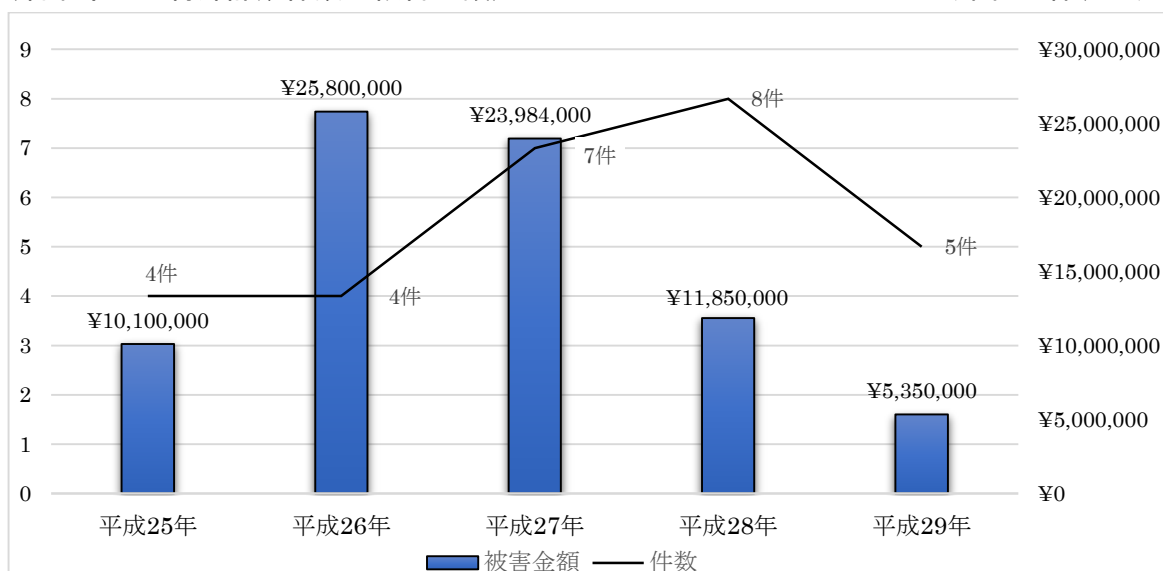


※「高齢者」は65歳以上

【犯罪件数資料提供『岩沼警察署』】

〈岩沼市内の特殊詐欺件数・被害金額〉

(単位：件、円)



【犯罪件数資料提供『岩沼警察署』】

(3) 地域社会における課題

岩沼市における平成29年の刑法犯認知件数は平成22年と比較して大幅に減少しており、地域住民や関係団体の防犯活動、巡回広報などの取り組みにより、岩沼市内の刑法犯認知件数が減少するなど一定の成果を得ているものと思えます。

しかし、子どもを対象とした声かけ・特異事案件数が増加していることや、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害も発生し、身近での犯罪の発生により不安を感じている方が多くいます。また、インターネットやスマートフォンなど情報通信技術の普及による犯罪の多様化・巧妙化や、全国的な凶悪事件の発生により、不安を感じている方も多くいます。

平成30年10月に実施しました防犯関係団体や各町内会等へのアンケート調査結果では、防犯活動を行っている多くの方から地域安全情報の提供や防犯に関する共通認識を持った活動団体の連携不足、若い世代の担い手不足を解消するため人材育成が必要であるといった意見が多く寄せられました。

これらを踏まえて、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて、今後地域安全情報の効果的な発信、防犯団体の活動内容を広く周知することや、活動団体同士の連携・協力を強化するためのネットワーク化を図りながら、地域住民と共に力を合わせて課題解決に取り組んでいくことが必要です。

3. 基本方針

地域社会全体が連携・協働して、安全・安心まちづくりを推進し、市民が安全で安心して暮らせるまちを実現します。

基本方針Ⅰ 市民自らの防犯意識の高揚

安全・安心まちづくりを市民運動として展開し、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という自助、共助の意識を醸成し、お互いが支え合う地域社会を築きます。

基本方針Ⅱ 防犯上の配慮を要する子ども、女性、高齢者等を犯罪被害から守る

子ども、女性、高齢者、障害者が犯罪の被害を受けることがないように日常生活の中で声をかけ合い、目配り、気配りすることが、地域で人と人とのつながりをつくり、お互いが見守り、支え合うような市民等の取り組みを促進します。

また、子どもが犯罪の被害にあわないように、年齢や発達段階に応じた効果的な安全教育を推進します。

基本方針Ⅲ 犯罪が起きにくい生活環境の整備

安全・安心のまちづくりは、市民等が行う自主的な活動に支えられていますが、その推進にあたっては、市民一人ひとりが相互の基本的人権を尊重することが重要です。特に、犯罪の防止に配慮した環境づくりを行う場合、プライバシーをはじめとする個人の権利を侵害しないように人権への配慮に努めながら推進します。

4. 安全・安心まちづくりを推進するための施策

基本方針に基づき施策の方向性を示し、安全・安心まちづくりに取り組んでいきます。

基本方針Ⅰ 市民自らの防犯意識の高揚

施策の方向性1

「犯罪のない岩沼」を目指した活動を市民運動として展開するための気運の醸成

施策に取り組むことにより期待される姿

「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という意識が醸成され、安全・安心まちづくり活動が展開される。

(1) 市民等への情報等の提供【市、警察】

市民等が犯罪の被害にあわないよう、地域の犯罪発生状況等の情報を提供することにより、市民が自ら有効な防犯対策を講ずることを支援するとともに「自らの安全は自らが守る」という防犯意識の醸成を図ります。

①地域安全情報の提供

- ・身近な地域社会で発生している犯罪の発生情報や犯罪被害にあわない方法等の地域安全情報を市民に効果的に提供します。
- ・防犯情報の発信には、広報いわぬまや市ホームページ、エフエムいわぬま、学校不審者等情報メール、警察署発行広報紙、宮城県警察のみやぎセキュリティメール等の活用を広く周知します。

②地域における安全教育の充実

- ・各地域で開催される犯罪の被害にあわないための安全教室や安全・安心まちづくりの自主的活動を促進するために開催される各種講座等に対して、支援を行います。
- ・住民が、お互いに尊重し合う人間関係を基本としてともに力を合わせて学校、家庭、地域との絆や連帯感を高め、地域の特性に応じて、身近な問題に具体的な対応がとれるように安全教育の充実を図ります。

- ・警察による防犯講習会、小中学生対象の防犯作文やポスターの募集、子ども安全教室の開催を進めます。

(2) 市民等の自主的活動の促進【市、市民、事業者】

地域での安全・安心まちづくりのための諸問題を地域で解決できるよう、市民等の自主的活動への参加を促進します。

①市民等の自主的活動を支える人材の育成

- ・市民等の自主的活動の中心となって活動している方を対象に、地域における安全・安心まちづくり活動のリーダーの育成に努めます。
- ・防犯協会会員の新規の加入促進、「安心まちづくり防犯リーダー」養成を支援します。
- ・宮城県などが主催する安全・安心まちづくり講演会等への参加を広く周知します。

②市民等の社会参加活動の促進

- ・防犯協会、社会福祉協議会、子ども会、女性団体及び老人クラブ、交通安全、自主防災活動等の様々な活動を行っている団体や民生委員・児童委員や保護司等の活動状況を紹介することで、社会活動に対する市民の理解を深め市民等の地域での安全・安心まちづくり活動、社会参加活動の促進に努めます。
- ・社会活動を行う団体同士が連携して、活動内容を広く情報を発信することにより若い世代など多くの人が参加しやすい環境づくりを支援します。

③既存の防犯組織の活性化

- ・市内最大の防犯組織である防犯協会等の活動内容を広くPRし、組織活性化のための支援を行います。
- ・防犯協会による広報活動や青色パトロール車巡回活動への支援や宮城県主催の「地域安全教室講師派遣事業」の周知を図ります。

(3) 市、市民、事業者が連携した市民運動の推進【市、市民、事業者】

安全・安心まちづくりに関する自主的活動は、現在、市民等を主体として多くの地域で進められています。

さらに、市民等の幅広い参加を得て、地域社会全体の取組みへと発展させていくために、市民等の意識と理解の向上を図り、地域コミュニティを育成することにより地域が連帯して安全・安心なまちづくりを推進する気運の醸成に努めます。

①市民運動としての推進体制の確立

- ・安全で安心なまちづくりを目指した取組みを市内全域に広げていくために、市内で活動する各種団体が連携・協力して、安全・安心まちづくりが市民運動として市内一円でられる体制整備に努めます。
- ・安全・安心まちづくり懇談会や健やかな子どもを育てる岩沼市民会議などの推進団体を中心に、その他関係団体の連携強化のため連絡会議等を開催し情報の共有化を図ります。
- ・安全で安心なまちづくりのため活動している団体の活動状況を、広報いわぬま等を活用して広く周知します。

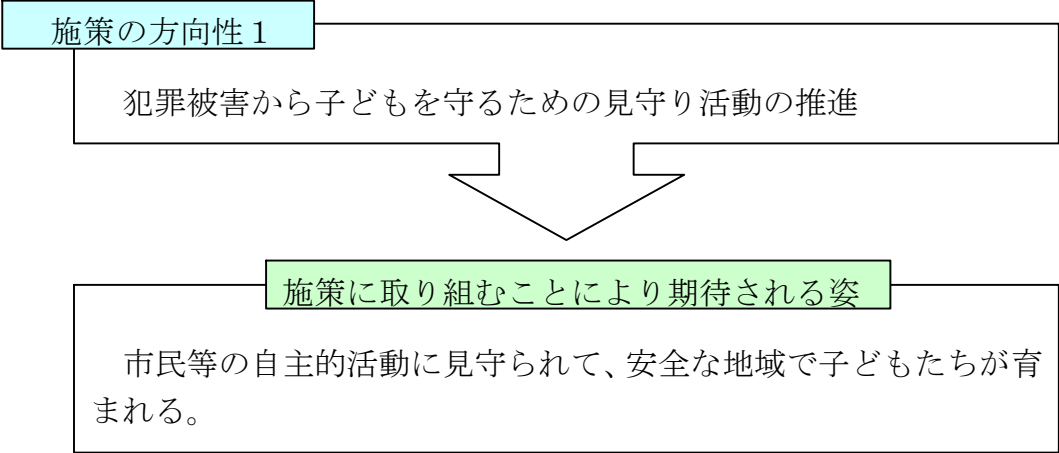
②市民運動に向けた意識啓発

- ・安全・安心まちづくり活動は、必ずしも町内会等の団体によるものだけでなく、市民一人ひとりが犯罪の被害にあわないために何をするべきかを考え行動することが重要です。
こうした個人の取組みも含め、市内各地域の取組みを紹介し、意識の啓発を図ります。
- ・防犯意識の高揚を図るため、広報いわぬまやエフエムいわぬま等を積極的に活用した普及啓発を行います。
- ・侵入盗犯罪防止のため「3かけ運動」(カギかけ・気かけ・声かけよう)の広報活動を推進し、地域の結束力を高めるとともに、自主防犯意識の高揚を図ります。

③「あいさつ運動」、「花や木運動」の推進

- ・地域や学校、家庭、住民同士が気軽にあいさつを交わす「あいさつ運動」が広がっています。地域住民同士の日常的なあいさつは地域の絆を強め、地域の安全の強化につながります。また、子ども同士や地域の大人が率先してあいさつすることで、犯罪の抑止にもつながるので、あいさつ運動の周知と理解に努めます。
- ・花を育てることによって心の花を咲かせるといった、花や木(はなやぎ)運動は、まちを単に花で飾るのではなく、地域で花を育てることでふれあい・おもいやりを深め、地域の課題(落書き、ゴミのポイ捨て、違反広告物等)の解決を目指し、身近な環境をきれいにすることにより、地域の安全の強化につなげます。

基本方針Ⅱ 防犯上の配慮を要する子ども、女性、高齢者等を
犯罪被害から守る



(1) 地域で見守る子どもの安全対策の促進【市、市民、事業者、警察】

学校、家庭、警察、地域住民、ボランティア等の連携の下に、登下校時や放課後等に子どもの見守り活動、犯罪被害防止教室の開催等の取り組みが行われるよう支援します。

①地域における子どもの安全確保に向けた取り組みの推進

- ・ふれあいパトロール隊や交通指導隊、PTA、見守り協力員などによる登校時の見守り活動は行われていますが、下校時にも見守り活動が行われるよう地域住民の協力を得られるよう支援します。
- ・郵便局や宅配業者、小売業者等市民と接する機会の多い業務に従事する事業者等と連携し、日常の業務活動の中で子どもの見守り活動への協力をさらに拡大します。
- ・青少年の健全育成、安全・安心な環境づくりを目指して「健やかな子どもを育てる岩沼市民会議」と連携した巡視活動を行います。

②放課後対策の推進

- ・子どもたちが放課後に安全で健やかに過ごせる活動拠点（居場所）を地域の中に確保し、安全・安心な放課後対策を推進します。
- ・地域住民、ボランティアなどの協力を得て、放課後における子どもたちの安全・安心な場所として、市内すべての小学校に「放課後子ども教室」を設けました。多様な体験活動や地域との交流活動等の機会を提供し、子どもをはぐくむ環境の充実を図ります。

③子ども110番の家等の設置促進

- ・子どもたちの通学路や遊び場の安全・安心を確保するため、緊急避難先として指定されている子ども110番の家を広めます。
- ・既存の子ども110番の家については、設置場所が分かりにくいという意見も多いことから、学校と連携し設置目的や役割、場所など子どもや保護者、地域住民などに広く周知を図ります。
- ・設置協力者同士の情報交換や、より効果的な活用のための意見交換を行う機会を設定します。

④子どもに関する安全情報の共有

- ・子どもを犯罪から守るため、子どもの見守り活動を行っている団体等のネットワーク化を進めます。
- ・不審者情報等、子どもの安全に関する情報について、地域住民からの積極的な情報提供を促し、その情報を様々な媒体を活用して正確な情報を伝え注意喚起に努めます。
- ・住民ニーズに的確に対応した地域安全情報を提供し、広報、啓発活動を推進します。

(2) 子どもに関する安全教育の推進【市、市民、警察】

子どもの年齢や発達段階に応じたテーマや教材を使用して犯罪の被害にあわないために効果的な安全教育を推進します。

また、児童虐待や少年非行防止等の各種相談窓口で保護者に対する情報提供等の支援を行い、家庭での安全教育の充実を図るとともに、地域での子どもの立ち直り支援を推進します。

①子どもの安全に対する意識啓発

- ・家庭、学校、地域が協力して子どもに規範を示し、子どもの健全育成に努め、子ども自身も安全に対する意識を高めることが重要であり、その気運の醸成に努めます。
- ・子ども会育成連合会やジュニア・リーダー協議会等による研修会等の開催と連携を図り子どもの健全育成活動を推進します。

②子どもの発達段階に応じた安全教育の推進

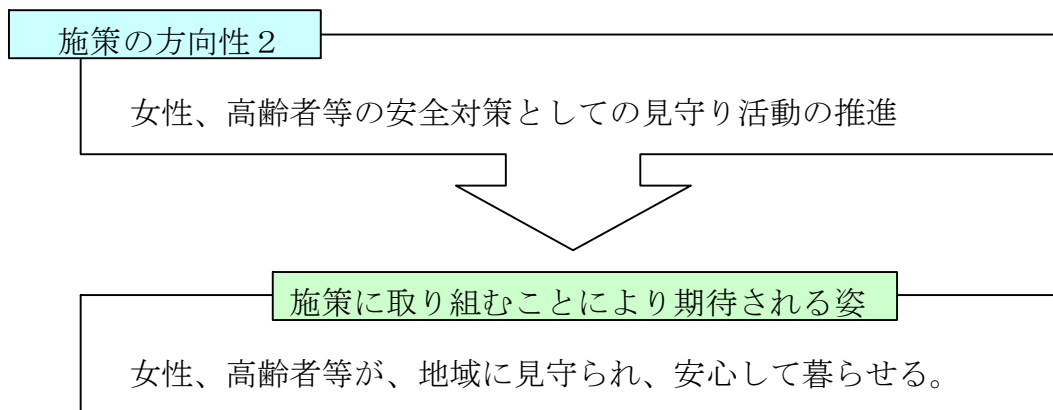
- ・子どもへの「声かけ」や「連れ去り」など最近の犯行手口を踏まえた効果的な被害防止の安全教育を推進します。
- ・学校の教職員や、子どもが利用する施設の従事者に対する講習会を実施し、学校や施設における犯罪被害防止対策の強化を図ります。

③家庭における子どもの安全教育の支援

- ・保護者に向けて相談窓口となる「青少年室・教育相談センター」を中心に、家庭における安全教育を支援するとともに、本センターの活用について保護者への周知を図ります。

④子どもを守るためのインターネット・スマートフォン等の利用教育の推進

- ・出会い系サイトやコミュニティサイトなどを通じて、子どもが犯罪被害に巻き込まれたり、他者の人権を侵害したりすることのないよう、これらのサイトに潜む危険性についての周知・啓発を図ります。
- ・不適切な書き込みによるトラブルを引き起こす危険性について理解を深め、家庭におけるルール作りや小中学校での情報モラル教育を通して、犯罪やトラブルにあわないための取組みを推進します。



(1) **地域で見守る女性、高齢者、障害者の安全対策【市、市民、事業者、警察】**

女性団体、老人クラブ活動等の関係団体や事業者等と協力し、女性、高齢者、障害者に対して緊急時の通報先、身近な安全対策等に関する講習・情報提供を行います。

また、各種相談窓口の充実を図ることにより、女性、高齢者、障害者が安全に安心して生活できる環境を整えます。

①女性に対する安全対策の推進

- ・学校などで異性が互いの立場を思いやり、お互いの理解を深めるための教育や性暴力に関する理解を深めるための取組みを推進します。
- ・性犯罪、リベンジポルノ、ドメスティックバイオレンス、ストーカー等の被害防止のための相談窓口の周知に努めます。
- ・各相談機関と地域安全情報を共有するとともに、犯罪の被害にあわないためのリーフレット等の配布、相談窓口における広報・啓発活動を推進します。

②高齢者への見守り活動の推進

- ・高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域安全情報を発信し、地域での見守りや支え合い活動を推進します。
- ・岩沼市徘徊高齢者等情報管理事業の i あいメール検索サポーターの拡大を推進します。
- ・交通安全母の会等による高齢者世帯訪問を推進します。
- ・高齢者に身近なところで接する地域のサービス事業所やボランティア団体等に向け安全教室を開催するなど、防犯意識を高める対策を推進します。

③障害者への見守り活動の推進

- ・障害者が地域で安心して生活できるよう関係者が協力し、地域で支え合いや見守り活動を推進します。

- ・ 障害者が、犯罪の被害にあわないよう、グループホームなどの住まいや活動の場での権利擁護を基本とした安全対策を推進します。

(2) 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害防止【市、市民、事業者、警察】

① 特殊詐欺被害にあわないための啓発活動の推進

- ・ 町内会や高齢者等が集う各種会合において、特殊詐欺の最新手口や対処方法に関する情報を消費生活相談員と連携して広く提供します。
- ・ 一人暮らしの高齢者宅等への戸別訪問等により、被害防止に向けた注意喚起を行います。

② 関係機関等と連携した被害の未然防止対策の推進

- ・ 金融機関や郵便・宅配業者、コンビニエンスストアなどにおける広報ポスターの掲示など高齢者等への積極的な声かけなど被害の未然防止対策を推進します。

基本方針Ⅲ 犯罪が起きにくい生活環境の整備

施策の方向性 1

学校、通学路等の安全対策の促進

施策に取り組むことにより期待される姿

安全な学校、通学路等が整備され、子どもたちが安心して暮らせる。

(1) 安全な学校・通学路づくり【市、市民、事業者、警察】

学校、家庭、警察、市民、ボランティア等が連携して学校や通学路の安全点検を実施します。

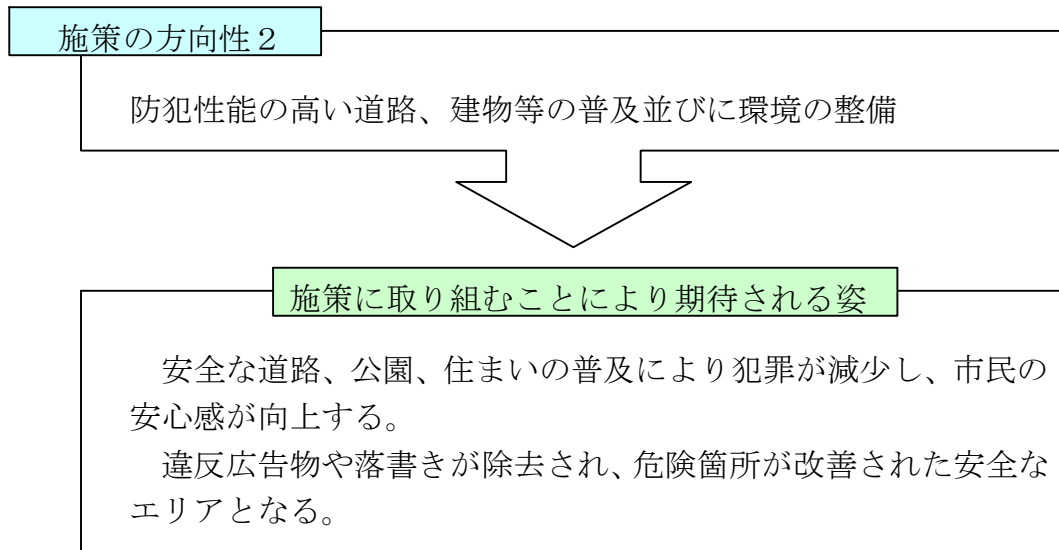
防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備の整備支援や見通しのよい植栽の確保等の安全確保に配慮した環境整備を進め、危険箇所の解消を図ります。

①学校等の施設の安全対策の推進

- ・「私たちの学校や地域では事件は起こるまい」などと楽観せず、「事件はいつ、どこでも起こりうるのだ」という意識を持って、地域の実情を踏まえた学校施設の安全対策を進めます。
- ・小学校や中学校、保育所等に防犯カメラの設置推進を図ります。

②地域と連携した通学路の安全点検と死角解消等の環境整備

- ・子どもの安全確保は、学校、家庭、地域住民、警察等との連携・協力のもと、地域ぐるみで行われます。
- ・保護者、地域住民、警察・消防等の関係機関・団体が通学路の安全点検を実施し、危険箇所の解消に向けて、防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備の整備支援と見通しの良い植栽等、通学路の整備を進めます。



(1) 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅等の普及【市、市民、警察】

行政や市民がそれぞれの役割を担って、地域の安全を確認し、防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備の設置、見通しの良い植栽等の犯罪の防止に配慮した道路、公園等の整備や防犯性の高い住宅の普及を進めます。

自転車等の盗難を防止するため、盗難防止対策を実施します。

①道路、公園、駐車場等の見通しの確保や照明設備の整備による必要な照度の確保

- ・道路、公園、駐車場等の設置者、管理者は、見通しや照明設備の整備による必要な照度の確保等、犯罪の防止に配慮した施設の整備に努めます。
- ・市民は、安全・安心まちづくりの自主的活動の中で、地域の道路や公園、駐車場等について安全点検を行い、市、警察等と連携して自分たちの地域の環境改善を図ります。
- ・防犯灯や街路灯のLED化を継続して推進します。

②自転車等の盗難防止対策の推進

- ・関係機関や防犯協会、事業者が連携し、自転車防犯登録や自転車等の盗難防止のためチラシの配布や声かけ等啓発活動を推進します。

③防犯性の高い住宅の普及啓発

- ・犯罪の防止に配慮した安全な住まいの普及啓発に努めます。
- ・市民や関係機関・団体に住宅に係る犯罪の発生状況や手口等に関する情報を提供し、住まいの安全点検と防犯機器の活用を提案します。

- ・住まいの安全対策として、ドアや窓に対する防犯対策や、戸締りの重要性などの啓発活動を推進します。

(2) 市街地等の環境整備【市、市民、事業者】

違反広告物、落書き、ゴミの散乱、放置された空き地・空き家・空き店舗、放置自転車、街路の暗がり等は不安感を感じさせると同時に犯罪を誘発する原因になります。

そこで市民、健やかな子どもを育てる岩沼市民会議など、関係事業者と行政が連携し、地域ぐるみで違反広告物の除却、落書きの除去、街路の清掃等の環境美化活動や空き地・空き家・空き店舗の適切な管理を促進し、犯罪の起きにくい環境づくりを進めます。

①街の景観を著しく阻害する違反広告物、落書き等を許さない環境づくり

- ・市民、ボランティア、関係事業者等と行政機関が連携し、違反広告物の除却、落書きの除去、街路の清掃等の環境美化活動を行い、地域ぐるみで違反広告物、落書き等の迷惑行為を許さない環境づくりを推進します。
- ・春と秋の市内一斉早朝クリーン作戦を継続して実施します。

②犯罪に利用されない空き地、空き家、空き店舗対策の推進

- ・地域ぐるみで危険箇所（放置された空き地、空き家、空き店舗等、死角となる箇所、暗がり等）の点検改善活動を進めます。
- ・空き家・空き地・空き店舗等が犯罪の温床とならないよう、侵入防止策を講じることや、周囲の可燃物除去、壊れた窓ガラスの速やかな修繕など所有者・管理者による適正な管理の促進に努めます。

(3) 防犯カメラの適切かつ効果的な活用の促進【市、市民、事業者】

犯罪の未然防止や検挙に効果のある防犯カメラの有用性に対する認識が高まっており、小中学校、通学路などを中心に、その普及が進んでいる一方、プライバシーの侵害や画像データの漏えい等について懸念する意見もあります。

このため、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護等の調和を図り、防犯カメラが適切かつ効果的に活用できるようにするための取組みを推進します。

①防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用に向けた啓発

- ・防犯カメラの設置者や管理者等が配慮すべき事項を定めた「宮城県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の内容を市民や事業者等に広く周知します。

②防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用の支援

- ・商店街や地域団体等が防犯カメラを設置するに当たって、必要な助言や情報提供を行い、防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用を支援します。

5. 計画の推進体制

安全・安心まちづくりは、市、市民及び事業者、警察、関係団体がそれぞれの役割を果たしながら連携、協働して取り組むという認識のもと推進する必要があります。しかしながら、関係団体等において積極的に事業展開されているものの、情報の共有や連携・協働が十分とはいえない状況にあります。そこで、今後、計画の推進を図るうえで自主的な防犯活動に取り組む個人や関係団体等の活動状況や意見の把握に努め、各々の相互交流・連携を強化し、より効果的な活動の展開が図れるように努めます。

(1) 市の推進体制

市は、安全・安心まちづくりの総合的な施策を推進するため、各部署や教育委員会等がそれぞれの役割を認識し、施策の展開を行うとともに、地域の実状に応じた活動が行われるよう、市民等への支援を行いながら、連携・協力していきます。

(2) 市民・事業者等の役割

安全・安心まちづくりには、市民自らが「地域の安全は地域で守る」という意識に立ち、町内会や学区単位等の地域住民の参加と協力が不可欠です。防犯協会活動、PTA活動、少年補導活動、健全育成活動、交通安全活動、自主防災活動等を行っているボランティア団体等の取組みに積極的に協力するとともに、各団体においては、相互に連携・協力をしていきます。

事業者においても、地域の一員として取組みに協力し、犯罪を誘発しない環境の整備に努めます。

(3) 岩沼市安全・安心まちづくり懇談会の役割

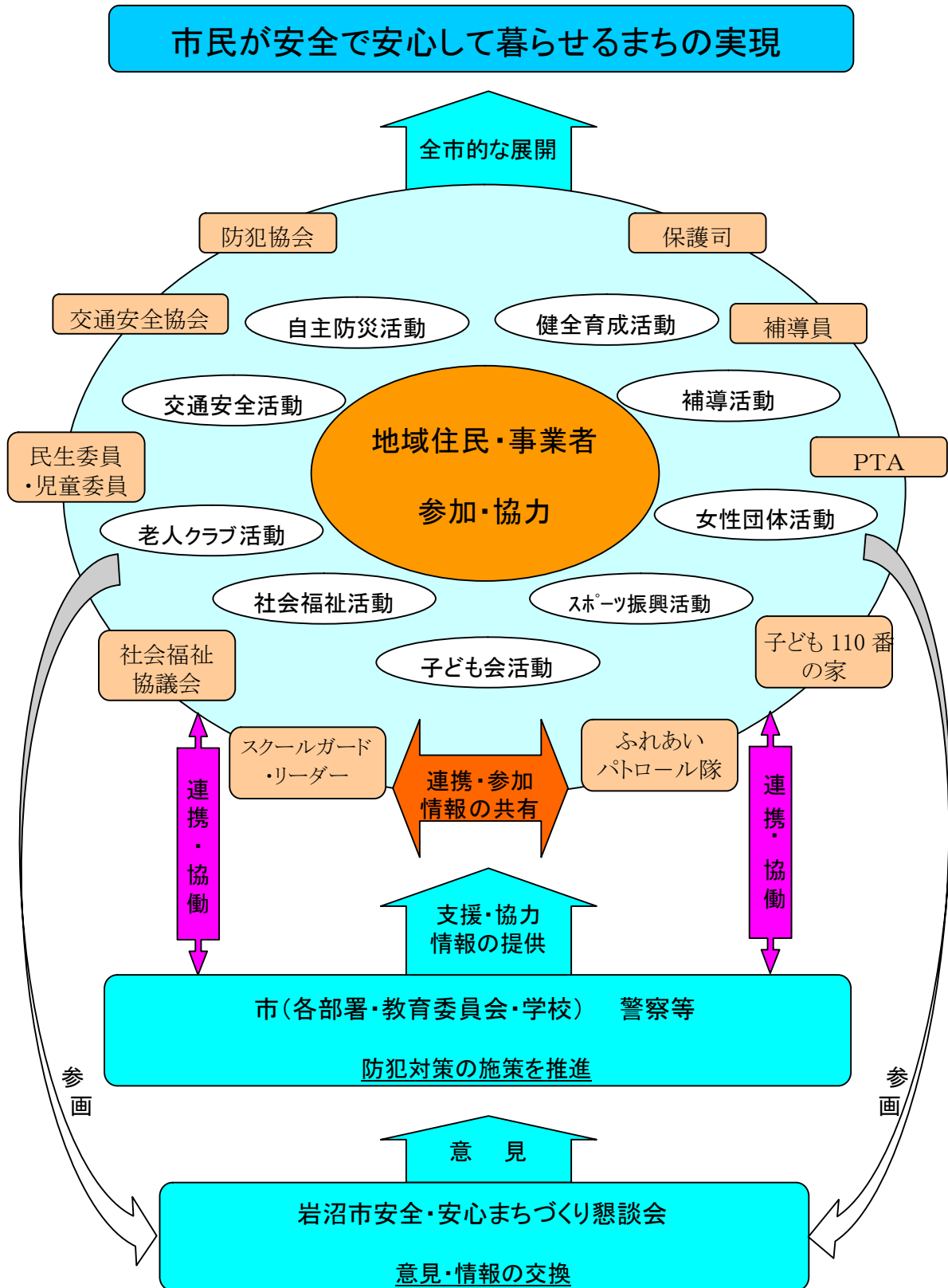
犯罪のない安心して暮らすことができる安全なまちづくりを実現するため、「岩沼市安全・安心まちづくり懇談会」を設置しています。

この懇談会は、各種関係団体の構成員、市民代表、警察担当課職員など約25名で構成されており、安全・安心まちづくりのための施策を検討し、市長に意見を述べ、市全体の防犯体制の強化を図ります。

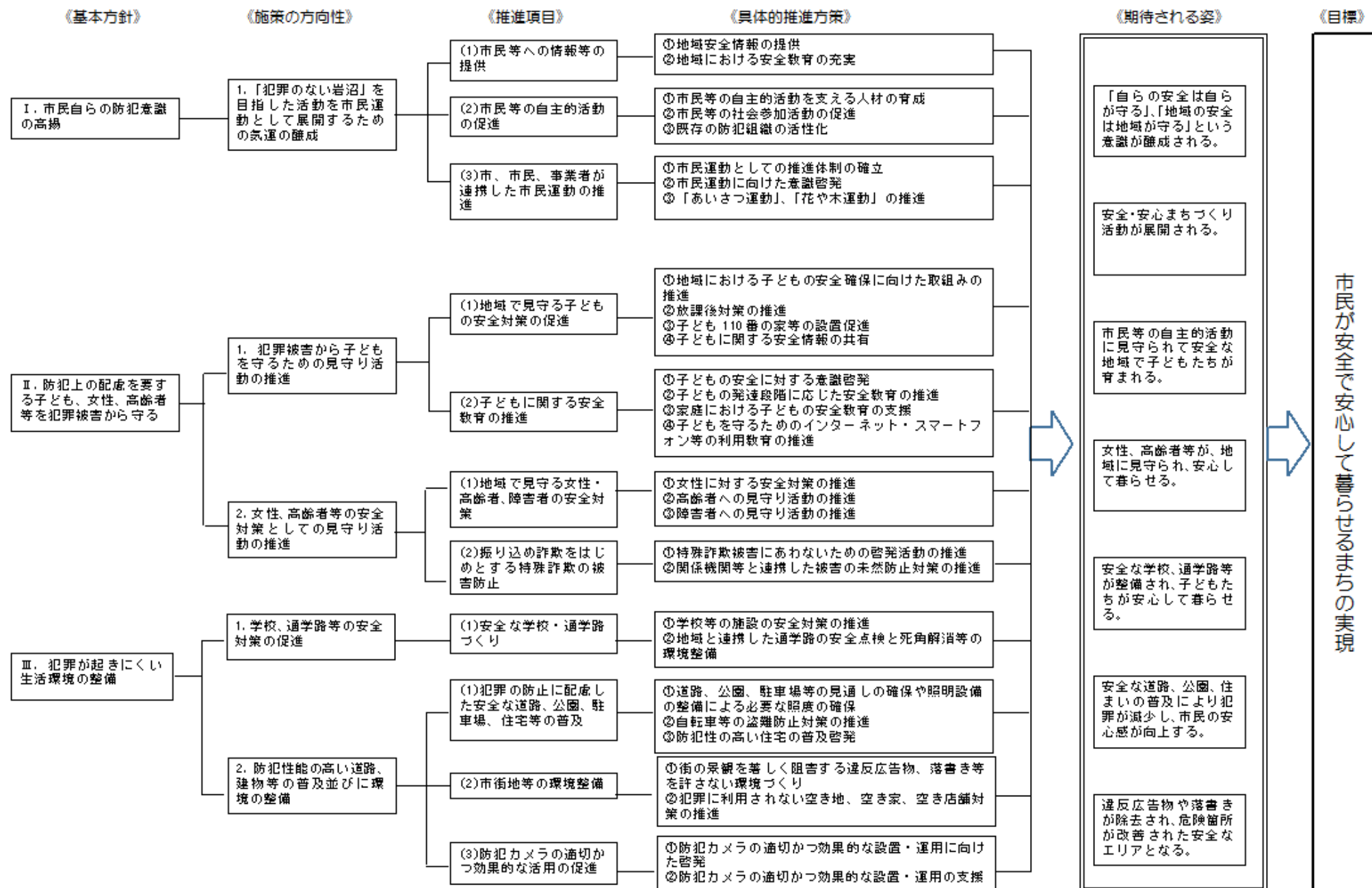
(4) 県及び警察等との連携

治安の維持や地域の安全対策の中心となる岩沼警察署や宮城県、他市町との連携をさらに強化していきます。

(5) 推進体制のイメージ



(6) 岩沼市 安全・安心まちづくり基本計画施策体系



(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪が起きにくい環境づくりについて、市、市民及び事業者の役割を明らかにし、市民が安全で安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、安全・安心まちづくりとは、犯罪の防止に関する自主的な活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組みをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、市民、事業者及び関係行政機関との連携を図りつつ、次に掲げる安全・安心まちづくりに関する施策を推進しなければならない。

- (1) 市民及び事業者に対する安全に関する意識の啓発及び必要な情報の提供
- (2) 市民及び事業者の安全確保に関する自主的な活動に対する支援
- (3) 安全な地域社会の実現のための環境の整備
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な施策

(市民の責務)

第 4 条 市民は、安全・安心まちづくりについての理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、互いに協力して地域における安全・安心まちづくりを推進する活動に取組み、市が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、自ら安全の確保に努めるとともに、地域社会を構成する一員として、安全・安心まちづくりに必要な措置を講じ、市が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相互協力)

第 6 条 市、市民及び事業者は、安全・安心まちづくりを推進するため、相互に協力するよう努めなければならない。

(安全・安心まちづくり基本計画)

第 7 条 市長は、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進するため、岩沼市安全・安心まちづくり基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。
- 4 前 2 項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(安全・安心まちづくり活動重点推進地区等)

第 8 条 市長は、安全・安心まちづくりを特に重点的に推進することが必要であると認められる地域を、安全・安心まちづくり活動重点推進地区として指定することができる。

- 2 市長は、市全域における安全・安心まちづくりを推進するため、安全・安心まちづくりを先導的かつ模範的に推進する地域として、安全・安心まちづくり活動推進モデル地区を指定することができる。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

(設置)

第 1 条 犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくりの実現を目指し、市、市民及び事業者等のそれぞれの役割を明らかにし、犯罪が起きにくい環境づくりを推進するため、岩沼市安全・安心まちづくり懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 懇談会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種関係団体の構成員
- (2) 市民代表
- (3) その他、市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に参加させることができる。

(所掌事務)

第 6 条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 安全・安心まちづくりのための各種施策を検討すること。
- (2) 前号の施策実施のための関係規定の整備等に関し意見を市長に述べること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、安全・安心まちづくりのために、会長が必要と認めた事項

(市の責務)

第 7 条 市長は、懇談会の意見等に基づいて、必要な調査及び施策の検討を行うとともに、当該意見等の内容を市政に反映するよう努めるものとする。

(庶務)

第 8 条 懇談会の庶務は、生活環境課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮り定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する